

平成31年鎌ヶ谷市農業委員会第2回定例総会議事録

鎌ヶ谷市農業委員会会長葛山繁隆は、平成31年鎌ヶ谷市農業委員会第2回定例総会を鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 平成31年2月8日(金) 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 葛山 繁隆 委員 | 2. 古川 和昭 委員 | 3. 石原 和弘 委員 |
| 4. 鈴木 一男 委員 | 5. 山田 芳裕 委員 | 6. 奥山 喜和子委員 |
| 7. 浅海 博行 委員 | 8. 石井 栄一 委員 | 9. 時田 将 委員 |
| 10. 鈴木 有光 委員 | 11. 川村 誠司 委員 | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 鈴木 吉夫 委員 | 澁谷 好治 委員 | 濱田 光一 委員 |
| 大山 貴 委員 | 飯田 展久 委員 | |

3 事務局出席者

事務局長 佐山 佳明
事務局次長 浅海 一洋
主任主事 山田 亮

4 会議日程

・議事録署名委員の指名について

・議事

- | | |
|--------------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第2号 農用地利用集積計画について | 3件 |
| 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について | 1件 |
| 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 1件 |
| 報告第2号 農地法第4条の規定による転用届出について | 2件 |
| 報告第3号 農地法第5条の規定による転用届出について | 4件 |
| 報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について | 5件 |

5 開 会 午後4時00分

葛山 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、平成31年鎌ヶ谷市農業委員会第2回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

葛山 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

10番、鈴木有光委員

2番、古川和昭委員を指名いたします。

葛山 議長

お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長

ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は3班です。時田將班長より総括的な報告をお願いいたします。

時田 班長

議長

葛山 議長

9番、時田將班長

時田 班長

3班の現地調査の報告をいたします。

2月4日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員3名、葛山会長、浅海会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第5条の規定による許可申請について1件、農用地利用集積計画について3件、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について1件の合計5件です。

3班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしくをお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で3班の総括報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事

議長

葛山 議長

山田主任主事

山田主任主事

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

申請地は、畑1筆、面積354平方メートルです。

転用計画は、使用貸借権による分家住宅用地です。

申請理由は、譲受人は現在借家住まいであり、子供が生まれ家族が増えたことから借家では手狭になったことから、分家住宅を計画するもので、転用計画は適当であるものと思われま。

周辺農地への被害防除につきましては、隣接農地部分に、L型擁壁、ブロック2段から5段積み、及び高さ15センチメートルの土提を設け、土砂等の流出

を抑制するとともに、敷地内に浸透枡を設置し、雨水等の流出抑制を図ります。

農地区分は、一般交通の用に供されている鉄道駅の周囲500メートル以内の区域で、宅地割合が40パーセント以上であることから、第2種農地に該当します。なお、代替性としては、譲受人の実家に隣接し、今後の親の介護や子供の育児等を考慮していることから、他の土地では代替えが効かないものと思われる。

資金につきましては、自己資金及び金融機関からの融資を受け、自己資金は貯金利息計算書、融資については借入手続き案内により確認しています。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

石原 委員 議長

葛山 議長 3番、石原和弘委員

石原 委員 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

2月4日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積354平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、譲渡人が所有する農地の残地について、今後もしっかり耕作するとともに、資材置場等として利用しないこと、許可後は速やかに着工し、完了後は工事完了報告書の提出及び地目変更をするとともに、事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。また、申請地の通路部分の幅員は2メートル強となっていたが、法面部分を除くと1メートル程度となることから、重機等を利用しての建築計画には矛盾が生じることを指摘し、計画内容を見直したうえ、関係書類の差し替えを求めたところ、法面部分に擁壁を設置し、埋め立てをすることにより通路をすべて利用できる計画の見直しを図った関係書類の提出があったことを本日確認いたしました。最後に、本申請地の一部に違反転用が見受けられたことにより、譲渡人に始末書の提出を求めたところ、始末書の提出があったことを本日確認いたしました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断いたしましたが、皆様のご審議の程をよろしく願います。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、議案第1号は可決されました。

葛山 議長

続いて、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたしますが、審議番号1及び審議番号2は関連していますので、一括審議としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長

異議なしと認め、審議番号1及び審議番号2は一括審議といたします。

葛山 議長

会議規則第10条の規定に基づき、11番、川村誠司委員及び濱田光一推進委員の退席を求めます。

(川村委員・濱田推進委員退席)

葛山 議長

それでは、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1及び審議番号2を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事

議長

葛山 議長

山田主任主事

山田主任主事

議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1及び審議番号2は関連していますので一括してご説明いたします。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より平成31年1月24日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、審議番号1は、畑1筆、面積4,507平方メートルの内2,022.5平方メートルの農地で、審議番号2が、畑1筆、面積1,008平方メートルです。いずれも賃借権による更新で、3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地に遊休農地等はありません。

以上です。

葛山 議長

現地調査の報告を求めます。

大山 委員

議長

葛山 議長

大山貴推進委員

石原 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1及び審議番号2を一括して調査報告をいたします。

申請地は、審議番号1は、畑1筆、面積4,507平方メートルの内、2,022.5平方メートルで、審議番号2が、畑1筆、面積1,008平方メートルで、ともに普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、いずれも農用地利用集積計画の更新で、賃借権の設定を3年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議の程よろしく願います。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1及び審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定することにご異議の無い方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号1及び審議番号2は可決されました。

葛山 議長 11番、川村誠司委員及び濱田光一推進委員の除斥を解きます。

(川村委員・濱田推進委員着席)

葛山 議長 続いて、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号3を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

葛山 議長 山田主任主事

山田主任主事 同じく、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号3でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より平成31年1月24日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑3筆、合計面積3,906平方メートルの内3,212平方メートルの農地を賃借権により5年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地に遊休農地等はございません。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

大山 委員 議長

葛山 議長 大山貴推進委員

大山 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号3の調査報告をいたします。

申請地は、畑3筆、合計面積3,906平方メートルの内、3,212平方メートルの普通畑でした。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、賃借権の設定を5年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議の程よろしく願います。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号3について、現地調査班の報告のとおり決定することにご異議の無い方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号3は可決されました。

葛山 議長 続いて、議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

葛山 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1でございます。

申請地は、畑1筆、面積463平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買い取り申出を行うために提出されたものです。

買い取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。

買い取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び事情聴取により確認しています。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

川村 委員 議長

葛山 議長 11番、川村誠司委員

川村 委員 議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、
審議番号1の調査報告をいたします。

申請地は、畑1筆、面積463平方メートルの普通畑でした。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買い取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買い取り申出事由の生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われます。

皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定することにご異議の無い方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第3号は可決されました。

葛山 議長 以上で本日の審議案件はすべて終了いたしました。

続いて、報告事項を議題とします。

報告第1号から第4号までを報告いたします。

葛山 議長 事務局の報告をお願いいたします。

山田主任主事 議長

葛山 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の6ページをご覧ください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について1件につきましては、内容に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。

続きまして、議案書の7ページから8ページまでをご覧ください。

報告第2号農地法第4条の規定による転用届出について2件、報告第3号農地法第5条の規定による転用届出について4件の計6件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理いたしました。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について5件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されていたので、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上です。

葛山 議長

ただいま報告があったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長

これにて本定例総会に提出されました報告事項は、すべて終了いたしました。

以上で、平成31年鎌ヶ谷市農業委員会第2回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時15分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

平成31年2月8日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 葛山 繁隆

鎌ヶ谷市農業委員会委員 古川 和昭

鎌ヶ谷市農業委員会委員 鈴木 有光